

家の

終活



を考えてみませんか？

人生の最後を自分らしく迎えるために終活をする人が増えています。
人生を共に過ごした家の終活も一緒に考えてみませんか。

家を撮影する

不動産情報の整理

相続登記

権利関係の整理

家財の整理

遺言



田原本町まちづくり建設課
令和3年6月作成

家を撮影する



家全体の外観や部屋の中、柱の思い出のキズ、何でも写真にしてみましょ。家を離れたとき、家がなくなったときでも、その写真を見れば家のことはもちろん、家族の思い出などの記憶がよみがえることでしょう。

不動産情報の整理



土地と建物の目録(リスト)を作ってみましょ。

○土地と建物の登記事項証明書

毎年、5月頃に田原本町から届く「固定資産納税通知書」に載っている不動産について、法務局で登記書類を取りましょ。

○契約関係書類

押入れなどの奥に眠っていませんか？親族の誰かが持っていませんか？売る際にも、相続する人にとっても、どんな不動産があるかすぐにわかるようになります。

必ず

相続の登記



相続登記は大丈夫ですか？

親や配偶者から不動産を相続しても、登記上の所有者を変えていなかった場合には、相続登記をましょ。

相続登記をしていないと、次の相続が発生したときにずっと苦勞することになります。

後回しにしないで、自分の代で登記を最新の状態にましょ。

権利関係の整理



土地や建物には、色々な権利がついていることがあります。主なものとして

- 土地や建物に抵当権がついている場合
→残債を確認しましょう。完済していれば、債権者に連絡して抵当権を抹消してもらいましょう。
- 土地が借地である場合
→亡くなった後、建物をどうするか、借地権をどうするかなど土地の所有者と話し合しましょう。
- 隣地との境界がはっきりしていない場合
→境界の確定をしましょう。

家財の整理



亡くなった後では、家財は、故人への思い出が遺族にあるほど、いつか整理をと思っているうちにいつまでもそのままになってしまいがちです。遺族にとって故人のものを処分することには戸惑いがあるものです。最近、「断捨離」という言葉が使われます。物への執着から離れて身軽になろうというのが本来の目的のようですが、終活のひとつとしても知られるようになっていきます。元気なうちに自分の家財を整理してみてもどうでしょうか。

必ず

遺言



大事なことほどきちんと伝えておかないと残された人も悩んでしまいます。家をどうしたいのか、誰に引き継がせたいのか、遺言書を作成することはとても大切です。ただ、書類だけでは細かい部分で気持ちが伝わらず、相続のときの揉め事の原因にもなります。遺言を考える際は、相続する人とよく話し合っておきましょう。

不動産目録

固定資産納税通知書や登記事項証明書を参考に記入してみましょう。

物件	住所	
	敷地の面積	
	家屋の地番	
	家屋番号	
	登記上の所有者 (登記簿の甲区記載)	
	権利関係 (登記簿の乙区記載)	
	亡くなった後、家等を どうしたいですか？	<input type="checkbox"/> 引き継ぐ(誰に:) <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 寄贈 (誰に:) <input type="checkbox"/> その他()

ここまでの手続きを行うことで円滑な相続ができる可能性が高まります。
相続人に家を託す場合は、ここまでの手続きを確実に行いましょう。
まずは、下記までご相談ください。

☆田原本町まちづくり建設課
0744-34-2085

☆なら空き家対策協議会
0744-47-2385